

様式第2号（第5条関係）

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

令和8年度久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会委員委嘱式

1. 開会

司会（青木参事兼課長）

皆様、おはようございます。それではただいまから令和8年度第1回久喜市情報公開個人情報保護運営審議会を始めさせていただきます。

なお、委員10名中、出席委員9名でございますので、本運営審議会は、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定により、成立いたしますことをご報告申し上げます。初めに、市長からご挨拶をお願いいたします。

貴志市長

《市長挨拶》

2. 委嘱書の交付

司会（青木参事兼課長）

ありがとうございました。それでは会議に先立ちまして委嘱式をさせていただきたいと思います。それでは貴志市長より、委員の皆様に委嘱書の交付をさせていただきます。市長が皆様の前に伺いますので、恐縮ではございますが、お名前を呼ばれた際には、その場でご起立の上、委嘱書の方をお受け取りいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

《市長から委嘱書交付》

荒井 良夫 様

石田 道哉 様

大久保 礼子 様

桂田 恵子 様

小宮山 哲夫 様

佐世 芳 様

益山 典子 様

満木 祐子 様

山田 桂子 様

ありがとうございました。ただいま、9名の皆様に委嘱書の交付をさせていただきました。なお、野村様におかれましては後日、本日の資料とあわせて、委嘱書の方はお渡しをさせていただきます。

3. 委員及び事務局職員の紹介

司会（青木参事兼課長）

本日は第1回目の会議でございますので、ここでお一人一言ずつで結構でございますので、自己紹介をしていただければと存じます。お手元にお配りしております名簿の順にいきます。荒井委員さんからお願いできればと思います。

《委員自己紹介》

司会（青木参事兼課長）

ありがとうございました。続きまして、事務局職員を紹介いたします。

《事務局職員自己紹介》

4. 閉会

司会（青木参事兼課長）

以上をもちまして、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会委員委嘱式を終了

とさせていただきます。

令和8年度第1回久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会

会長・副会長選出

司会（青木参事兼課長）

それでは審議会に入りたいと思います。まず、会長・副会長の選出に入りたいと思います。なお、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長となりますが、現段階では会長が選出されておられませんので、貴志市長に仮議長をお願いいたします。

仮議長（貴志市長）

はい。それでは、暫時仮議長を務めさせていただきます。3の会長選出につきましては、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第2条第1項の規定により、委員の互選によってこれを定めることとなっておりますが、いかがいたしましたでしょうか。はい。

荒井委員

荒井でございます。今まで何回かこの審議会の方で委員として呼びいただきましたけれども、今まで会長として佐世先生が非常に実績もあり、信頼できる御方と思いますので、佐世先生を会長として推薦いたします。

仮議長（貴志市長）

はい。ありがとうございました。ただいま、荒井委員から佐世委員を会長に推挙したいというご発言がありましたが、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《拍手》

仮議長（貴志市長）

それでは、佐世委員に会長をお願いするということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、ご異議なしということで、会長は佐世委員をお願いいたします。それではここで会長になられました佐世委員に就任のご挨拶をお願いいたします。

佐世会長

《会長挨拶》

仮議長（貴志市長）

ありがとうございました。それでは会長が選出されましたので、仮議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

司会（青木参事兼課長）

ありがとうございました。皆様、誠に恐縮でございますが、貴志市長におかれましては所用がございますので、ここで退席をさせていただきたいと存じます。

仮議長（貴志市長）

申し訳ございません。引き続きよろしく申し上げます。ありがとうございました。

《市長退室》

司会（青木参事兼課長）

ここで少しの間、事務局と会長の間で進行について打ち合わせをさせていただきたいと存じます。

《佐世会長が会長席へ移動・着席》

《会長・事務局、進行について打ち合わせ》

司会（青木参事兼課長）

それでは続きまして、副会長の選出に移らせていただきます。久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第3条第1項の規定によりまして、佐世会長に議長となつていただきまして、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長（佐世会長）

それではよろしくお願いいたします。次に副会長の選出でございますが、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第2条第2項の規定により副会長は委員のうちから会長が指名することとなっております。そこで私の方から指名をさせていただきますが、副会長には満木委員をお願いしたいと思いますが、満木委員いかがでしょうか。

満木委員

はい。

議長（佐世会長）

ありがとうございます。それでは副会長は満木委員をお願いいたします。それでは副会長の就任のご挨拶を満木委員お願いいたしたいと思ひます。

満木副会長

《副会長挨拶》

議題

(1) 会議の進め方等について

議長（佐世会長）

それでは、続きまして議事に入らせていただきます。まず、「議題（1）会議の進め方等について」でございますが、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局（青木参事兼課長）

それではまず、お手元に配付してございます資料の確認をさせていただきます。初めに、次第でございます。それと、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿というものが1枚。それと傍聴要領（案）というものが1枚。続きまして資料1といたしまして、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会について、というものが1部。続きまして資料2といたしまして、久喜宮代衛生組合の解散に伴う関係条例の改正について（諮問）、と書かれているものが1部。続きまして、資料3といたしまして、情報公開制度に係る例規等の体系図ということで、いろいろと参考資料もついております。ちょっと厚いものとなっておりますが、こちらの方が1部でございます。お手元の資料で足りないものはございますでしょうか。よろしいですか。はい。ありがとうございます。

次に、会議の進め方について説明をさせていただきます。まず1つ目として運営審議会の会議は、会議の公開原則にのっとり、公開となるものでございます。ただしですね、今回の会議につきましては諮問案件が久喜市議会9月定例会議への上程議案に係る事項であるため、議題の（3）につきましては非公開とさせていただきます。2つ目ですが、会議を公開の場合は、先ほどの資料にございます傍聴要領の内容とさせていただきます。3つ目といたしまして、会議録を作成し、閲覧、ホームページで公開をさせていただきます。4つ目といたしまして、会議録を作成するため、録音をさせていただきます。5つ目といたしまして、会議録の確認につきましては、会長をお願いをいたしまして、あわせて署名の方もお願いをさせていただきます。

きます。また、会長不在の場合には、副会長にお願いをさせていただきます。以上でございます。

議長（佐世会長）

ありがとうございます。ただいま事務局から提案がございましたが、了承してよろしいでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

《異議なし》

議長（佐世会長）

ありがとうございます。それでは事務局から他に何かございましょうか。

事務局（青木参事兼課長）

はい。次にですね、委員名簿等について説明をさせていただきます。まず、委員名簿、こちらにつきましてはホームページ等で公開をさせていただきます。

それと、委員名簿とは別に公職者名簿というものがございます。こちらの掲載方法についてでございますが、現在の公職者名簿には、会長、副会長、委員という職名の他、承認いただいた方のみ、住所と電話番号を掲載をしております。このような形で公開をさせていただくということによろしいかどうかということを確認させていただければと思います。

議長（佐世会長）

はい。ありがとうございます。ただいま事務局から、名簿の取り扱いについて説明ございましたが、配られている委員名簿はホームページ等で公表することについては了承してよろしいでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

《異議なし》

議長（佐世会長）

ありがとうございます。次に公職者名簿についてですけども、公職者の名簿についてはこれまでと同様に、住所及び電話番号については掲載してもよいという委員のみ掲載ということによろしいでしょうか。

事務局（関根館長）

すいません。この場で確認をさせていただければと思います。今現在、公職者名簿に住所を載せていらっしゃる委員さんなんですけども、満木委員さん、荒井委員さん、石田委員さん、野村委員さん、山田委員さんが現在載っているのですが、それ以外の方で載せることに希望する方はいらっしゃいますでしょうか。同じでよろしいでしょうか。あと、新しく桂田委員さんの方はいかがなさいますでしょうか。載せないでいいですかね。では、満木委員さんと荒井委員さんと石田委員さんと野村委員さんと山田委員さんのみ、住所と電話番号を掲載させていただいて、公文書館の閲覧室で閲覧に供する形を取らせていただきます。ありがとうございます。

議長（佐世会長）

よろしいでしょうか。ありがとうございます。他に意見等がないようであれば、したら次の議題に進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうかね。

（２）情報公開・個人情報保護運営審議会について

議長（佐世会長）

それでは議題（２）の情報公開・個人情報保護運営審議会について、ということで、事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局（関根館長）

はい。それでは、今回お一人新しい委員さんも加わっておりますので、まずこの

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会はどういうものかということについて、簡単ですが説明させていただきたいと思います。

それでは早速ですが、赤いインデックス 1 の資料をご覧くださいと思います。こちらが久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会についてです。読み上げさせていただきますと、本市の情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図り、これらの制度をより発展させていくため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の附属機関として設置するものでございます。

2 の運営審議会の所掌事項でございます。運営審議会の所掌事項は 5 項目ございます。これらの所掌事項につきましては、令和 4 年度の個人情報保護法の改正に伴い久喜市個人情報保護条例を廃止したことから、その影響により令和 5 年 4 月 1 日から内容が改正されております。

まず 1 点目です。情報公開条例第 24 条第 2 項の規定により、実施機関に意見を聞かれた事項について審議し、答申することでございます。情報公開条例第 24 条につきましては、四角の中に条文を掲載させていただいております。第 24 条では、第 1 項におきまして、情報公開制度の公正かつ能率的な運営を図る観点から、必要に応じて実施機関に対し、所管する情報公開制度に関する事務の改善に必要な措置を講ずる責務を定めております。そして本条第 2 項では、実施機関に対し、前項のうち、重要なものを久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することを義務づけておりますので、これに基づく諮問があった場合は審議していただくことになります。まさに今回ですね、次の議題でご提案させていただいております条例改正の諮問をさせていただいているところでございます。

次に 2 点目です。個人情報の保護に関する法律施行条例第 7 条の規定により、諮問された事項について審議し、答申することでございます。第 7 条各号にある法施行条例の改正、廃止などの事項について特に必要と認めるときは、運営審議会に諮問することができるとされております。こちらも次の議題において、条例改正を諮問させていただいているところでございます。

次に3点目になります。市議会個人情報保護条例第51条の規定により諮問された事項について審議し、答申することです。こちらは、個人情報保護法、国の法律が地方公共団体に適用されているのですが、国の方が、国会について法律が適用されていないのです。それに倣いまして、同じように市議会の保有する個人情報に対しては、個人情報保護法の規律が適用されていないために、市議会として独立した条例を策定しております。この条例におきまして、適正な取り扱いを確保するための専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、運営審議会に諮問できるとされているものです。

頁をめくっていただきまして4点目になります。前3号に掲げるもののほか、実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会）から審議会に諮問された情報公開又は個人情報保護制度の運用に関する重要な事項について審議し、答申することです。上記3つの各規定に基づく諮問以外にも、広く情報公開制度と個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、諮問された場合は審議をしていただくというふうになります。

最後に5点目です。こちらが情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について調査審議し、実施機関に対し建議することです。こちらは審議会として受け身として諮問されたものを審議するだけでなく、積極的に情報公開制度と個人情報保護制度に関する重要事項について調査審議し、市の方へ提案することができるというふうになっております。以上の5点が、運営審議会の所掌事務になります。

3の組織です。こちらは、審議会は委員10名以内で組織しておりまして、現在、10名の皆さんにお願いしているところでございます。また、2の委員について、公募による市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱するとなっております。現在は学識経験者の方が7名、公募の市民の方が3名という構成で、委嘱をさせていただいているところであります。簡単ですが説明は以上となります。

議長（佐世会長）

はい、ありがとうございます。ただいま、情報公開・個人情報保護運営審議会についてのご説明がありました。何かご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

《異議なし》

議長（佐世会長）

それでは議題（２）の情報公開・個人情報保護運営審議会については、よろしいということにさせていただきます。ありがとうございました。次の議題に進めさせていただきます。

（３）久喜宮代衛生組合の解散に伴う関係条例の改正について

議長（佐世会長）

議題（３）の久喜宮代衛生組合の解散に伴う関係条例の改正について、ということとで事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局（関根館長）

それでは議題（３）久喜宮代衛生組合の解散に伴う関係条例の改正について、ご説明をさせていただきたいと思います。赤いインデックスで２と書いてある諮問書をご覧くださいければと思います。久喜宮代衛生組合の解散に伴う関係条例の改正について（諮問）でございます。読み上げさせていただきます。

久喜宮代衛生組合が令和９年３月３１日で解散することに伴い、現在、久喜市において組合で発生した文書を引き継ぐ予定で事務を進めています。引き継ぎ後の組合文書は、久喜市情報公開条例第２条第２項で定義する「職務上取得した文書」及び附則第２項の適用区分で規定する「条例の施行日以後に実施機関が取得した情

報」に該当するため、同条例に基づく公開請求の対象となります。また、引き継ぎ後の組合文書に含まれる個人情報、個人情報の保護に関する法律第60条第1項で定義する「保有個人情報」に該当するため、同法に基づく個人情報の取扱いの規律や保有個人情報開示請求の対象ともなります。このため、引き継ぎ後の文書に係る情報公開制度及び個人情報保護制度上の取扱い並びに手続等について整備をする必要があることから、所要の改正を行うものです。つきましては、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第2条第1号及び第2号の規定に基づき、下記の事項につきまして、貴審議会の意見を求めます。

とあります。衛生組合が今年度末をもって解散することになっております。それに伴いまして、関係条例の改正を予定しております。議会の方にいずれ上程するという形になります。そこで、先ほど資料1で、当運営審議会の所掌事務として触れさせていただきましたように、条例改正を行うに当たりまして諮問をさせていただくということでございます。

ここで、この諮問書の部分でちょっと補足をさせていただきたいものがございます。文言の関係ですけれども、文面中の2行目に「現在、久喜市において組合で発生した文書を引き継ぐ」という表現がありますけれども、ここで発生という言葉が使われているんですが、実質的な意味としては、発生して保存年限を迎えたものは廃棄しているということもあるので、実際は組合で保有しているという意味でご理解いただければと思います。また、文書という文言が2行目と4行目、5行目に出てくると思うのですが、こちらは、単に文書と言ってしまうと紙媒体のみと解することもできてしまうのですが、実際に引継ぎの対象は紙文書の他に写真とか電子データも含まれますので、ここでは文書とか写真とかフィルムとか電磁的記録を含む公文書という意味で理解をしていただくようお願いできればと思います。その下に情報という言葉も出てきていますが、これはまた後ほど補足をさせていただきたいと思います。

では、早速ですが、内容の説明に入らせていただきたいと思います。次のページ

の資料2をご覧ください。こちら1の改正の趣旨でございます。こちらは表の諮問書で説明をさせていただいた通りとなります。2の対象例規でございます。こちらが4つの条例を対象にしております、（1）久喜市情報公開条例の一部を改正する条例、（2）久喜市個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例、（3）久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例、（4）久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の4つの改正を対象としております。3の条例の施行日については、衛生組合が解散した翌年度の令和9年4月1日からとなっております。それでは条例ごとに説明をさせていただきますと思います。次の1ページをご覧ください。

久喜市情報公開条例の一部を改正する条例（案）についてです。まず、情報公開条例というものですが、どういうものかといいますと久喜市が保有する公文書の公開請求の手続きや、非公開情報などの運用に関する事項を定めた例規でございます。改正案では、附則に第6項から8項までを追加するものでございます。附則というものは、ちょっと法律的な話になってしまうのですが、条例の本体、本則と言っていますが、それに付随して必要となる決まり事をまとめたものになりまして、条例の最後に規定されるものを附則と呼んでおります。今回はその附則の部分の追加になるというものになります。案文を読み上げさせていただきます。

附則

（解散前の久喜宮代衛生組合から承継された公文書の適用区分）

6 この条例は、失効前の久喜宮代衛生組合情報公開条例（平成14年久喜宮代衛生組合条例第9号）の適用を受けることとされていた情報について適用する。

（承継された解散前の情報の任意的な公開）

7 実施機関は、解散前の久喜宮代衛生組合から承継された情報で、この条例の適用を受けないものについて公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

（久喜宮代衛生組合の解散に伴う経過措置）

８ この条例の施行の日の前日までに、解散前の久喜宮代衛生組合情報公開条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

となっております。

次に規定の理由です。現行の久喜宮代衛生組合情報公開条例では、平成１２年４月１日以降に作成取得した公文書について、条例の規定を適用しており、それ以前の公文書については、任意的公開申出の取り扱いとなっております。これは具体的にどうということかと申し上げますと、情報公開条例というものは行政機関が保有する公文書に公開請求があった場合は原則公開の義務が課せられます。もし公開ができない場合は義務違反となりますので、部分公開決定や非公開決定は請求者にとっては不利益処分となりまして、審査請求や取消訴訟の対象になります。衛生組合では平成１２年４月１日以降に作成取得した情報について、条例を適用させて、原則公開の義務を課しております。それ以前については公開の義務はなく、公開に務めればよいという扱いになっておりまして、もし、１２年４月１日以前の文書について、公開ができなくても、義務違反にはあたらず不利益処分にもならないために審査請求や取消訴訟の対象にならないということになっております。今ご説明した第６項と第７項を規定しない場合としますと、衛生組合から引き継いだ文書すべてについて久喜市では公開の義務が課されることになっております。そうならないために解散後の衛生組合の文書を引き継いだ久喜市においても解散前の組合と同様な取り扱いが望ましいことから、本市の情報公開条例の附則に上記の第６項と第７項を加える改正を行うというものでございます。また第８項については、改正条例の施行日の前日までにというふうになっていて、これはちょっと回りくどい言い方なんです、意味合いとしては組合の解散の期日までにということですね、組合解散する期日までに行われた公開決定等の処分、手続その他の行為については、衛生組合の解散に伴い久喜宮代衛生組合情報公開条例が失効することで、無効になってしまいますことから、解散後も当該処分等を引き継ぐことが可能となるよう経過措置

として第8項を附則に加えるものでございます。例えばですけれども、公文書公開請求が組合の解散の1週間前に提出された場合、規定に基づいて14日間は組合が請求内容について公開にするか非公開にするかの判断を精査する時間があるのですが、その審査をしている間に組合が解散を迎えてしまったといったことがあったとします。そうしますと、この経過措置がないと請求者の方が組合に提出した公開請求書が無効になってしまいまして、請求者は再度久喜市の方に公開請求書を出してもらうことになってしまいます。そういったことを防ぐために、衛生組合で行った処分の手続きが、そのまま久喜市に引き継がれるようにこの経過措置を設けるというものでございます。次の要旨1、2、3につきましては、今申し上げた通りでありまして、4の施行日は、令和9年4月1日から施行するものでございます。青のインデックス3があります。参考資料3の11ページと12ページをご覧くださいと思います。11ページから12ページにかけて、ここに附則というものが並んでいるんですけれども、実際に今回、改正した附則についてはこの12ページの最後尾のところに追加されるような対応となります。ちょっとまた資料2の1ページの方へお戻りいただければと思います。この改正文の中に情報という言葉がいくつか出てくると思います。例えば、第6項のところで適用を受けることとされていた情報について、あとは第7項で承継された情報でという言葉があるのですが、これについて補足をさせていただきたいと思います。まず、久喜宮代衛生組合情報公開条例にも公文書とはどういうものかという定義が規定されております。条文は久喜市と同じ内容になっております。ただし、例えば同じ文言、条文であっても各自治体において、解釈と運用が異なる場合も想定されます。それらの記録が疑義なく、矛盾なく、本市へ引き継がれるように、公文書より広い情報という言葉を使用させていただいております。例えばですけれども、本市では、パソコンのデスクトップに保存されている文書は基本的に自分しか見られないので、組織共有文書、組織としての共有文書には当たらないので、公文書には該当しないという解釈をしております。また、同じようにメモですね。個人が自分で作成して誰も見せて

ないメモがあったとして、それを決裁文書につけて共有して、事務室にあるキャビネットに保存した場合は、そのメモも公文書に該当しますというような解釈をしております。これらの細かいものが同じ条文の文言であっても各自治体によって若干微妙に違う可能性がございます。そういうことを想定して、矛盾なく、疑義でなく、衛生組合の文書が市の方に引き継がれるっていうようにという、そういった意味を込めまして、公文書という言葉よりもっと広い情報という言葉を使用して、改正案としてお示ししているというものでございます。では、次に３ページをご覧くださいと思います。こちらは参考として関連例規の改正を示させていただいております。条例ではなくて規則になります。久喜市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則です。下の参考にもありますように、久喜市情報公開条例施行規則とは、久喜市情報公開条例に基づき、市長が行う公文書の公開等に関する事務に関し必要な、手続に係る様式、そういったものを定めたものでございます。こちら衛生組合で行った処分や手続がそのまま久喜市に引き継がれるよう経過措置を設けるものでございます。こちらの規定は条例ではないため、関連する参考としてお示しをさせていただいたものでございます。

次に４ページをご覧ください。久喜市個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例（案）についてです。まず下の参考にありますように、久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例ですが、個人情報の保護に関する法律の施行に必要な、保有個人情報の開示請求ですね、自分の情報を教えてくださいという開示請求に関する手数料とか、開示決定の期限ですね、これは２週間になるんですけども、そういったものを定めたものでございます。こちら改正案を読み上げさせていただきます。

附則

（久喜宮代衛生組合の解散に伴う経過措置）

第５条 この規則の施行の日の前日までに、解散前の久喜宮代衛生組合個人情報の保護に関する法律施行細則（令和５年久喜宮代衛生組合規則第１０号）の規定によ

りなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

となっております。

次に規定理由です。こちら先ほどと同様に条例の改正条例の施行日の前日、これは組合の解散の期日までに行われた処分、手続その他の行為については、衛生組合の解散に伴い久喜宮代衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例が失効することによって無効となってしまうことから、解散後も当該処分等を引き継ぐことが可能となるよう、経過措置として第5条を附則に加えるものでございます。例えば、衛生組合の解散の1週間前にやはり個人情報保護法に基づき保有個人情報の開示請求があった場合、自分の情報がどうなっているんでしょうかという請求があった場合、この組合の条例では、コピー代の実費分を負担していただくのですが、手数料は無料と定めております。久喜市も同様の規定となっております。そこで、費用をいただく前に組合が解散してしまった場合は、この経過措置がないと手数料を無料とする効力が無効となってしまいます。開示請求をした人は、国の規定が適用されますが、国の方は手数料取っているのですね。その手数料を取りますよという規定が適用されてしまって、コピー代の他に手数料、国の規定に基づく手数料がかかってしまうという取り扱いになります。そういったことを防ぐために、久喜市の条例も手数料を無料としておりますので、組合で行った手続きはそのまま久喜市に引き継がれているような形になるように経過措置を設けるものでございます。

次は5ページをご覧ください。こちら参考として関連例規の改正を示させていただいております。久喜市個人情報保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則でございます。こちらは参考として下にありますように、久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則とは、個人情報の保護に関する法律及び久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関し必要な、手続に係る様式等の事項を定めるものでございます。こちらは、同じように衛生組合で行った処分や手続きをそのまま久喜市に引き継がれるように経過措置を設けるものでございます。これも条例では

ないので参考としてお示しをさせていただいております。

次に6ページをご覧くださいと思います。こちらが条例になります。まず、下の参考にありますように、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会の条例の一部を改正する条例についてでございます。まず、この運営審議会条例というのですが、先ほど説明させていただいている通りですね。情報公開・個人情報保護運営審議会の設置に必要な所掌事項、組織等の事項を定めたものでございます。改正案を読み上げさせていただきます。

附則

(久喜宮代衛生組合の解散に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、解散前の久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成14年久喜宮代衛生組合条例第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

となっております。

こちら先ほどと同様に、改正条例の施行の日の前日まで、解散の期日までに行われた審議にかかる処分、手続きその他の行為については、衛生組合の解散に伴い久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護運営審議会条例が失効することで無効となってしまうことから、解散後も当該処分等を引き継ぐことが可能となるよう、経過措置として第3項を附則に設けるものでございます。例えば、衛生組合の解散の1か月前に、衛生組合が久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問した場合で、答申が出る前に衛生組合が解散してしまった場合、この経過措置がないと、それまでの審議は無効となってしまうして、1からもう一度諮問・審議を始めることになってしまいます。そうならないように、審議内容が久喜市に引き継がれるような経過措置を設けるものでございます。

次に7ページをご覧ください。こちらが久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてです。まず、下の参考にありますように、久喜市

情報公開・個人情報保護審査会条例ですが、久喜市情報公開・個人情報保護審査会の設置に必要な、所掌事項、組織、調査権限等の事項を定めたものでございます。

この情報公開・個人情報保護審査会というものは、こちらの運営審議会のほかに、もう1つ附属機関があるのですけども、こちらはさらに細かくお話させていただきますと、市が行った情報公開の決定、あるいは自己情報の開示決定に対して、部分公開あるいは非公開があった場合、それに対して不服がある場合は、請求者は市に対して、再度、審査をしてください、精査をしてくださいってということで、審査請求ができるようになっております。その審査請求を受けたときに、市の判断が妥当であったかどうかを第三者的な立場で審査をするのが、この情報公開・個人情報保護審査会でございます。改正案を読み上げさせていただきます。

附則

(久喜宮代衛生組合の解散に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の日の前日までに、解散前の久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年久喜宮代衛生組合条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

こちら先ほどと同じように解散前までに行われた審査会条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為が、この条例の相当規定によりなされたものとみなすということを定めるものでございます。これも例えばですけれども、衛生組合の1か月前に、衛生組合が非公開決定をした内容に不服があるとして審査請求が出されて、衛生組合が久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に判断は妥当だったかどうかということで諮問したとします。その審議をしている間に、答申が出る前に衛生組合が解散してしまった場合に、この経過措置がないと、それまでの審議は無効になってしまいまして、再度請求者には審査請求を出してもらって、また1から諮問、審議を始めることになります。そういったことはならないために、審議内容をしっかり引き継がれるようにこの経過措置を設けるものでござい

す。

このように4つの条例について改正をいたしますが、新たに権利が発生するか、取り扱いが大きく変わるということではなくて、衛生組合の解散後も現状が維持できるように、改正するものでございます。また、今回お示しする条文の案文ですけれども、これは7月22日に皆さんに発送した時点の案ですので、議会に上程するまでに例規審査等で若干の文言修正がある可能性もございます。その点はご理解、ご了承いただければと思います。改正の趣旨は全く変わりません。また、答申につきましては、誠に恐れ入りますが本日、答申の方をいただきたく、この審議の後、審議内容を踏まえて案を示させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。説明は以上となります。ありがとうございます。

議長（佐世会長）

はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対して、何かご質問等ございましたらお願いいたします。宮代町との組合の情報公開条例。それから、個人情報の条例の2つがあったのですよね。それが解散に伴ってなくなってしまふ。なくなってしまうものを久喜市の今ある条例の方に、情報公開条例と個人情報保護法施行条例に引き継ぎましょうという、そういう規定ですね。あと、それから運営審議会や審査会についてもやっぱり同じように引き継ぎましょうというのが4つの内容になっていると思います。はい、どうぞ。

石田委員

はい、すいません。この改正案の内容的なことじゃないのですが、すごく初歩的な質問で大変恐縮ですけれども、久喜宮代衛生組合ということで久喜宮代ですが、これを久喜市が公文書を引き継ぐというお話だと理解しているのですが、宮代の部分っていうのはあったのですかね。宮代町は特にこれ関わることはないのですか。今回この、久喜宮代衛生組合が廃止されることに伴って変わってくることは特にな

いですかね。

事務局（関根館長）

解散に伴って、久喜宮代衛生組合が持っている公文書は市の方へ引き継がれるので、宮代町分も含まれた内容のものも全部久喜市に引き継がれるという形になります。それについては、まだ正式な決定ではないのですが、宮代町とも合意は得られていて、文書は全部久喜市で引き継いでくださいという合意を得ていると、担当の資源循環推進課から聞いております。

石田委員

ありがとうございます。

議長（佐世会長）

はい。ありがとうございます。他に何かございますか。せっかくの機会ですから。よろしいでしょうか。はい。どうぞ。

荒井委員

それでは質問いたします。初歩的な質問だと思いますけれども、この審議する事項についてですね、今までの事例とか、これから審査されると予想されるような、宮代衛生組合から引き継いだ事項のなかで、情報がありますでしょうか。これから審議されると予想されるような事柄があるかという質問です。

事務局（関根館長）

はい。今のところ、特に審議されるようなものがあるというのは、具体的には何っていないところでございます。久喜宮代衛生組合の運営審議会とか審査会とかで審議する案件があるっていうことは聞いてないので、何もないうまま引き継がれると

いう形も非常に可能性あると思います。ただ、そういう公開請求にしても諮問事項にしても、全くゼロじゃないので、受け皿だけは用意しておくという趣旨で改正をさせていただきたいものでございます。

議長（佐世会長）

衛生組合の中での情報公開請求とか、個人情報 leaked とかという話は聞いたことありません。そういう意味では平穩だったのかもしれないけど、システムとして、きちっとしておきましょうとの趣旨ではないかと思います。他に何かございましょうか。はい。どうぞ。

石田委員

すいません。これも本当に確認なのですが、今回のこの経過措置でこの条例を施行前日までに出了された公開請求とか個人情報に関する処分とか手続きとかに関しては、この条例の相当規定によりなされたものとみなすという書き方になっていますから、一応ですね、久喜宮代衛生組合の情報公開条例とか、個人情報保護の条例の方には規定があるのだけれども、今回改正される条例の方にはありませんというのは特にはないという理解でよろしいですか。

事務局（関根館長）

そうですね。同じ業務をやるような構成になっていますので、大きく組合にあって、久喜市の方になんていうことは、基本的にないという理解です。

議長（佐世会長）

ありがとうございます。他に何かございましょうか。それではないようですから、答申を事務局の方で作っていただく形になるのですか、今後。

事務局（関根館長）

審議を経た上で、答申案を示させていただくという形になります。

議長（佐世会長）

一応その今の進行について説明いただけますか。

事務局（関根館長）

はい。ここでご審議いただいて、特に諮問の内容について異議がなければ、この後に一旦休憩を挟んで答申案を皆さんにお示しさせていただきます。その答申案でよろしければ、皆さんの合意をいただいて運営審議会としての答申とします。

議長（佐世会長）

案を作っていて諮るということですね。

事務局（関根館長）

一旦、休憩挟んで案を示させていただく形になります。

議長（佐世会長）

そうすると、今の段階でご質問等を色々いただいて、大体この方向でということにしてから事務局で案を作っていて、それがまたできた段階で皆さんにご覧をいただいたやつをお諮りしたいというふうに思いますが、よろしいですかね、そういう形で。

小宮山委員

1つだけいいのでしょうか。答申本文について提案します。引継ぎは、無事にできて当たり前なのですが、担当者にとっては通常業務プラスアルファの業務

で、潜在的事故の把握を含め、事故の起こりやすい状況になります。後で事故が発覚した時、一番困ったのが引継ぎ前にあったかなかったか、引継ぎは確実に行われたかが不明の場合です。そこで本文中に、「久喜宮代衛生組合（以下「組合」という）の保有する公文書を引き継ぐにあたっては、事前に組合においては引き継ぐべき公文書リスト等との現物確認チェックを、引継ぎ後の久喜市においては引継ぎリストとの現物確認チェックを行う等、引継ぎ漏れ、誤廃棄及び所在不明・紛失といった事故が発生しないよう万全な取り組みを図られたい。」と、この審議会から引継ぎの無事完了を願うエールを記すようお願いします。

議長（佐世会長）

はい。今委員の方から出ましたけれども、そういうのを主体的につけるのはどうかという提案だと思います。ちょっととりあえず案を作っていて、そこに今、話が出たことも含めてちょっと示していただけますかね。

事務局（関根館長）

今、小宮山委員さんがおっしゃったことも加えてお示しする形でよろしいでしょうか。そういった形で案を一旦作ってまいります。再開は、15 分ぐらい後でしたら。

議長（佐世会長）

そんなに慌てなくてもよろしいですよ。では 15 分後の 50 分に再開といたしましょう。

事務局（関根館長）

すみません。しばらくお待ちください。

《休憩》

《事務局より答申案配布》

議長（佐世会長）

それでは時間ですので再開いたしましょう。事務局の方から答申案を配布していただきましたけれども、事務局より答申案の説明をお願いいたします。

事務局（関根館長）

はい。それでは、今お手元にお配りをさせていただきました答申案についてご説明をさせていただきたいと思います。先ほど皆さんにご審議していただいて、最後に小宮山委員さんの方からお話があった部分もイメージとして付け加えてみたのですが、その上でちょっとご説明をさせていただきたいと思います。まず文面を読み上げます。

久喜宮代衛生組合の解散に伴う関係条例の改正について（答申）

令和8年7月22日付け久庶第475号で諮問のありました標記の件については、その内容を審議した結果、諮問の内容はいずれも適当であると認められるので、別紙のとおり答申します。なお、久喜宮代衛生組合（以下「組合」という。）の保有する公文書を引き継ぐにあたっては、事前に組合においては引き継ぐべき公文書リスト等との現物確認チェックを、引継ぎ後の久喜市においては引継ぎリストとの現物確認チェックを行う等、引継ぎ漏れ、誤廃棄及び所在不明・紛失といった事故が発生しないよう万全の取り組みを図られたい。

という鏡に別紙を付ける形にさせていただきました。次のページをめくって別紙をご覧くださいと思います。こちらの構成としては、諮問させていただきました4つの条例について、それぞれ運営審議会からの意見を付しております。まず、市の情報公開条例の一部を改正する条例（案）でございます。改正案の趣旨については諮問書と同様の内容になっております。太い枠で囲ってあるのが、運営審議会からの意見です。こちらもちょうと読み上げさせていただきます。

解散後の衛生組文書について、現行の久喜宮代衛生組合情報公開条例と同様に平成12年4月1日以後に作成・取得した公文書に条例の規定を適用する取扱いとなるよう、本市の情報公開条例の附則に上記第6項及び第7項を加える改正を行うことは必要な改正であり、妥当である。また、衛生組合が解散する期日までに行われた公開決定等の処分、手続その他の行為については、衛生組合の解散に伴い久喜宮代衛生組合情報公開条例が失効することで無効になってしまうことから、解散後も当該処分等を引き継ぐことが可能となるよう、経過措置として第8項を附則に加えることは必要な改正であり、妥当である。

となっております。

次のページの方をご覧いただきたいと思います。久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例（案）です。こちらにも同様に太枠のところに運営審議会からの意見を記載させていただいております。こちらを読み上げます。

衛生組合が解散する期日までに行われた開示請求に係る処分、手続その他の行為については、衛生組合の解散に伴い久喜宮代衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例が失効することで無効になってしまうことから、解散後も当該処分等を引き継ぐことが可能となるよう、経過措置として第5条を附則に加えることは必要な改正であり、妥当である。

となっております。

次に3ページをご覧いただきたいと思います。こちらは久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例（案）です。こちらにも同様に太字の枠に運営審議会からの意見が記載されております。読み上げます。

衛生組合が解散する期日までに行われた審議に係る処分、手続その他の行為については、衛生組合の解散に伴い久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護運営審議会条例が失効することで無効になってしまうことから、解散後も当該処分等を引き継ぐことが可能となるよう、経過措置として第3項を附則に加えることは必要な改正であり、妥当である。

となっております。

最後に4ページをご覧いただきたいと思います。4 久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（案）でございます。こちらも四角の枠が運営審議会からの意見となっております。読み上げます。

衛生組合が解散する期日までに行われた審議に係る処分、手続その他の行為については、衛生組合の解散に伴い久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例が失効することで無効になってしまうことから、解散後も当該処分等を引き継ぐことが可能となるよう、経過措置として第3条を附則に加えることは必要な改正であり、妥当である。

となっております。以上、最初の答申書の鑑に対して、別紙として個別に意見を付した形にさせていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（佐世会長）

ありがとうございます。1枚目には、先ほど小宮山委員からご指摘のあったことも書いていただいていると思われまふ。答申案のご説明をいただきましたけれども、この答申案でよろしいでしょうか、あるいは質問等あれば。よろしいでしょうか。

《異議なし》

議長（佐世会長）

ご意見がないようでしたら、本審議会の答申とさせていただきます。では次の議題に進めさせていただきます。

（4）その他

議長（佐世会長）

議題（4）のその他ですけれども、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局（関根館長）

すみません。お疲れのところ申し訳ありませんが、引き続きその他ということで、ご説明をさせていただきます。その他として2点ほど内容がございます。まずですね、赤いインデックスの資料3をご覧いただきたいと思います。その他として取り上げる内容として、この体系について簡単に説明させていただきます。あと、今後の運営審議会の予定について、ご説明をさせていただきたいと思います。まず、資料3ですね、こちらをお願いいたします。

こちらの本市の情報公開制度と個人情報保護制度に係る例規等の体系図になっております。基本的には2年前にお示しした体系と大きく変わっておりません。

まずは、久喜市の情報公開制度です。（1）の久喜市情報公開条例と（2）の久喜市情報公開条例施行規則で構成されています。（1）の情報公開条例は情報公開制度の基本となるものです。内容は、公文書にはどういうものが該当するかなどの定義のほか、公開の請求方法、非公開情報、費用負担、公開決定等の期限等が規定されております。

次に、個人情報保護制度に係る例規等の体系図でございます。令和3年度にいわゆる個人情報保護法が改正されまして、令和5年度から地方公共団体に法律が直接適用されることになりましたことから、令和4年度まで独自に久喜市で定めていた個人情報保護条例を廃止し、本市における例規体系をあらたに整備いたしましたものでございます。全体像でございますが、まずは、個人情報の保護に関する法律が大元でありまして、法律において、条例で定めることが委任されているので作成したものが、左側の（2）久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例と、その下にぶらさがっている（3）法律施行細則になります。その右にあって、法律の第66条において安全管理措置として市が定めることを義務付けているため策定しているのが、（4）の久喜市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程となっております。その下にぶら下がって（5）、（6）、（7）の基準やマニユ

アルになっております。では、順にご説明申し上げます。

（１）の個人情報の保護に関する法律でございます。参考資料５をご覧くださいと思います。個人情報保護法は民間事業者や行政機関などを対象としているのですが、網掛けの部分が地方公共団体に適用される規定になっております。この法律におきまして、第５章の行政機関等の義務等が地方公共団体に適用される規定となっております。規定の内容は、目的外利用の制限などの保有個人情報の取扱いに関する規定や、本人からの開示請求、自分の情報を知りたいということですね。間違っている場合の訂正請求や削除の請求などが規定されております。

また、資料３にお戻りいただきまして、（２）の久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例でございます。こちらは、令和４年度に本運営審議会の皆様に諮問させていただき、答申をいただきまして制定をさせていただいたものです。手数料の規定や個人情報取扱事務届出書、これは市が個人情報を取り扱う事務を始める時は事務局に提出する必要があるものですね。ほかに開示決定までの期限など、法律で各自治体の裁量で条例において規定することが認められている事項について規定したものでございます。

（３）の久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則でございます。こちらにつきましては、保有個人情報の開示請求に係る交付に要する費用、コピー代が１０円であったりとか、各種の様式などを規定しております。

次に（４）の久喜市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程でございます。こちらは、本市の保有する個人情報の適切な管理に関して必要な事項、いわゆる安全管理措置を定めたものでございます。

次に（５）の久喜市個人情報取扱事務の外部委託及び指定管理に係る個人情報保護基準でございます。こちらは、市も結構な範囲で個人情報を取り扱う業務を外部委託しております。外部委託している契約について、委託先が適正に個人情報の管理を行っているかどうかの確認・監督等の方法について規定したものでございます。よく自治体が漏えい事故などを起こした例が新聞などで取り上げられるのです

けれども、往々にして委託先が漏えいしてしまったことがあります。仮に委託先が漏えいしてしまっても、最終的な責任は委託元の久喜市にきてしまいますので、委託先まで出向いてセキュリティがしっかりしているかなどの確認することをしなさいということを定めたものが（５）の基準となります。

次に（６）久喜市保有個人情報の漏えい等の対応マニュアルでございます。こちらは、あつてはならないのですけれども、個人情報の漏えい等が発生したときに、国が規定する要件に該当する場合、例えば１００人を超える場合は国に報告しなければならないという基準があるのですけれども、そういった場合には国の個人情報保護委員会へその内容について報告する義務が生じることになります。まずは、速報として、市が漏えいの事態を知った日から３日から５日以内に報告。確報として、市が漏えいの事態を知った日から３０日以内に詳細を報告しなければならないことになっております。このマニュアルでは、発生から報告までの市内部における手順を定めてものでございます。

次に（７）保有個人情報等に関する内部監査実施マニュアルでございます。先ほど説明いたしました（４）の「久喜市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」で、保有個人情報の適切な管理を検証するため、市の機関に対し、監査の実施が求められています。こちらは、nb その内部監査の実施方法について定めたものでございます。自己点検チェックリストを各所属に提出してもらい、それを基に事務局が現地を訪れて、鍵がかかるところに書類が入っているかなどのセキュリティを確認するなど監査を実施していく流れになります。それについて定めたものが内部監査実施マニュアルになります。

資料３にお戻りいただきまして、次に下の枠、個人情報の保護に関する法律の適用外である議会や死者に関する情報について、市独自に制度を設ける例規でございます。

（８）の久喜市死者情報の開示請求に係る取扱規則でございます。個人情報保護法では、個人情報の定義を生存する個人に関する情報としていることから死者の情

報は適用外となっております。しかし、実際には、死者の遺族等から、お亡くなりになられた方の情報について、開示請求がございますことから、独自に規定を定めたものでございます。内容は、基本的には国の個人情報保護法に準じた構成となっております。資料につきましては、後ほどご確認いただければと思います。

次に（９）久喜市議会の個人情報の保護に関する条例でございます。市議会に対しても個人情報保護法は適用外となりますので、独自に法律と同じようなフルセットで条例を定めたものでございます。こちらも個人情報の適切な取り扱いとか、開示請求などについて規定されております。

次に（１０）の久喜市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程でございます。こちらは、先ほどの市議会条例の規則でありまして、様式などが定められたものです。添付されている各資料につきましては、恐れ入りますが、後ほどご確認いただければと思います。以上が例規等の体系図についての説明となります。

続いて、今後の予定についてご説明させていただきたいと思います。本日ご審議いただきました答申につきましては、運営審議会の会長印を押した最終的な答申書の写しを皆様へ送付させていただきたいと思います。あわせて、その正式な答申を、市長への報告など内部手続きが終了いたしましたら市のホームページの方に掲載をさせていただく予定でございます。今後のこの運営審議会の会議の日程ですが、現在のところ予定はございません。今日、諮問させていただいた他には今のところ諮問案件はございませんので、おそらく今年度はないというふうに思っております。また、もし急遽諮問案件が生じましたら、別途ご案内をさせていただきたいと思います。その他としては以上です。

議長（佐世会長）

はい。どうもありがとうございました。他に何かございますか。

《異議なし》

議長（佐世会長）

ないようでしたら、以上をもちまして本日の議事につきましてはすべて終了いたしました。これをもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

閉会

司会（青木参事兼課長）

佐世会長、どうもありがとうございました。本日はお忙しい中、情報公開・個人情報保護運営審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第1回久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会を終了とさせていただきます。皆さんどうもお疲れ様でした。ありがとうございました。お帰りの際は忘れ物のないようお気をつけてお帰りください。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和8年8月25日

佐 世 芳

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。